

規制に係る政策評価の点検結果 (平成30年度)

令和元年8月

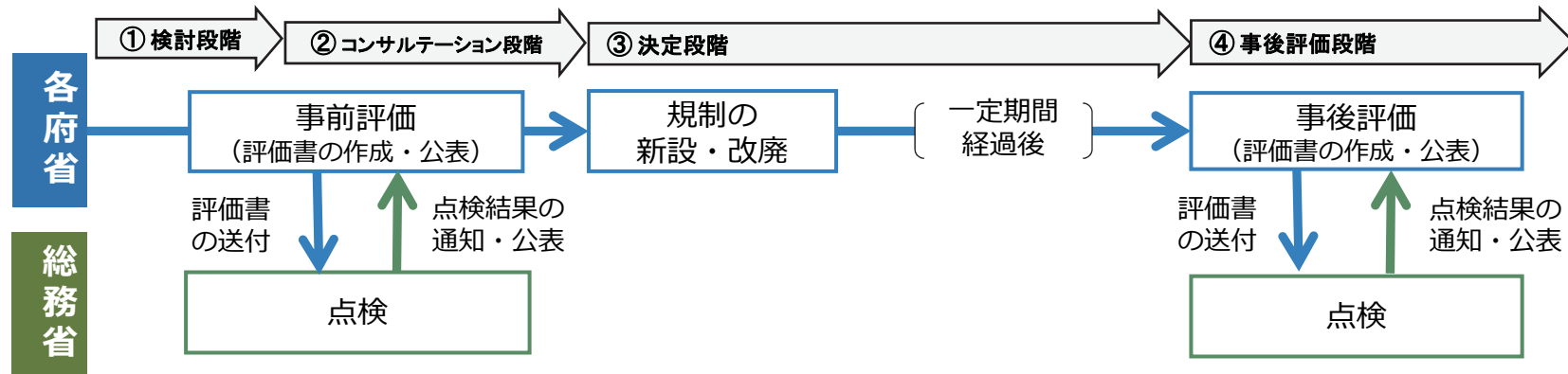
総務省行政評価局

平成30年度における規制に係る政策評価の点検結果(概要)

本点検は、各府省において実施された規制の政策評価について、客観性・厳格性を確保するとともに、その実効性を高め、評価の質を向上させることを目的として実施するものです。

■ 規制評価・点検の仕組み

- 総務省は、各府省が実施した評価について、「規制の政策評価の実施に関するガイドライン（平成29年改正）」の主要なポイント（遵守費用の定量化等）の実施状況を中心に点検し、結果を公表
- 各府省に対し、個別の改善点を指摘



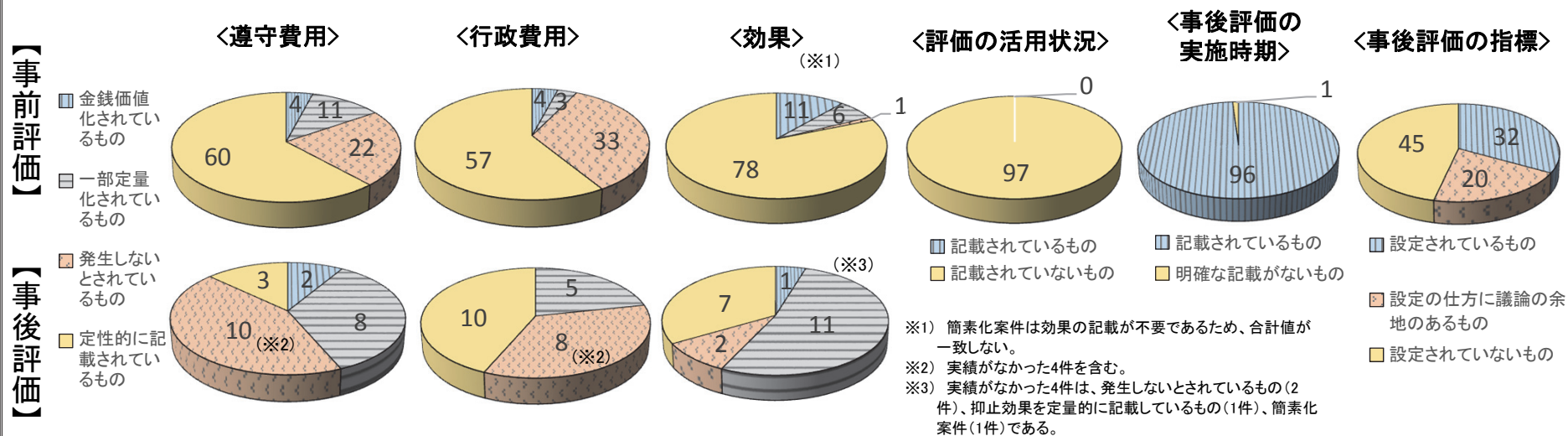
■ 平成30年度に実施された規制の評価の点検の概要

- 平成30年度中に各府省において実施された規制の政策評価のうち、法律又は政令により新設・改廃される規制（計120件）を対象に点検を実施
【内訳】事前評価97件、事後評価23件
- 各府省への主な指摘事項
 - ① 費用及び効果の金銭価値化・定量化を促進
 - ② 規制の検討段階等における事前評価の活用の促進
 - ③ 事前評価書への事後評価の実施時期及び指標の明示の徹底
- 金銭価値化・定量化がなされていない評価書が依然として多い状況にあることから、規制の評価の質の向上のため、推奨事例を横展開

平成30年度における規制に係る政策評価の点検結果

1 規制の政策評価の点検の状況

- 平成30年度中に各府省において実施された規制の政策評価は、事前評価98件、事後評価23件の計121件
- このうち、法律又は政令により新設・改廃される規制を対象とした事前評価97件（うち簡素化1件）、事後評価23件（うち簡素化2件）の計120件を対象に点検を実施



2 各府省への主な指摘事項

- **下記のような手法により、費用及び効果の金銭価値化・定量化を促進**
 - ・ 効果が費用を正当化できる旨の説明が説得力を持つよう、費用・効果等の内容を適切に洗い出し
 - ・ 申請等作業を伴う費用について、作業時間を「仮定」し、平均時給から人件費を算出
 - ・ 有識者会議資料や関連団体の公開情報等の数値を参考に費用や効果を算出
 - ・ 少なくとも例示や目安など、大まかな規模感が分かる程度の数値は提示
- **規制の検討段階等における事前評価の活用の促進**
- **事前評価書への事後評価の実施時期及び指標の明示の徹底**

費用及び効果の定量化がなされている推奨事例

法令名：フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律の一部を改正する法律案

府省名：環境省

規制名：第一種特定製品廃棄等実施者の引渡義務の遵守に係る措置

規制区分：拡充

【課題】

第一種特定製品廃棄等実施者（第一種特定製品（フロン類を冷媒として利用した業務用冷凍空調機器等）の廃棄等を行うおとする当該製品の管理者）には、当該製品の廃棄時にフロン類の引渡義務が課されているが、十分に履行されていない。

【原因】

廃棄等実施者の引渡義務に関する意識が低く、義務を履行しない場合でも廃棄等された第一種特定製品の処理が容易である。

【課題解決の手段】

・規制拡充
(税、賦課金、デポジット等の手段は課題があり、困難)

【規制（拡充）案の内容】

- ①引渡義務の違反について罰則を導入
- ②建物解体時における第一種特定製品の有無の確認書面の保存の義務付け
- ③第一種特定製品引取等実施者への引取証明書の写しの送付の義務付け
- ④引取証明書の写しの送付がない場合における当該製品の引取りの禁止

【費用（総額）：年間530万円～1,060万円】

<遵守費用：建物解体時における確認書面の交付に要する費用>

・約30～60万円 = 10～20円 × 3万件

書面のコピー費用：10～20円、第一種特定製品が設置されている可能性のある業務用・商業用の建築物等の解体時の届出件数及び通知件数：3万件

<遵守費用：引取証明書の写しの送付に要する費用>

・約500～1,000万円 = 10～20円 × 50万件

書面のコピー又はFAX費用：10～20円、第一種特定製品の廃棄件数：50万件

<行政費用：建物解体に係る報告徴収及び立入検査に係る費用>

・年間3,000～4,000件程度 ※ 合同パトロールと同時に実施又は振替などのため追加費用は遵守費用に比してごく軽微

<行政費用：第一種特定製品引取等実施者への報告徴収・立入検査に係る費用>

・年間1,000～2,000件程度 ※ 第一種フロン類充填回収業者への報告徴収・立入検査と同時に実施又は振替などのため追加費用は遵守費用に比してごく軽微

<間接的影響>

・当該製品が不法投棄されるおそれ→廃棄物処理法の抑止効果によりその影響は極めて限定的

【便益（総額）：

約104億～約1,069億円（2020年時点）】

フロン類の廃棄時回収率の増加による温室効果ガス削減効果

9,480万ドル～9億7,170万ドル
= 790万t-CO₂ × 12～123ドル

・フロン類の廃棄時回収率を2020年度に政府目標である50%とすることで削減される温室効果ガスの排出量：790万t-CO₂

・CO₂の社会的費用（米国行政管理予算局が規制影響分析に使用するための単価）：12～123ドル/t(2020年)

(参考) 「規制に係る政策評価の事務参考マニュアル【原単位データ等資料】」(平成29年7月総務省行政評価局政策評価課作成)

【規制（改正）案の確定】

平成31年3月19日改正法案閣議決定
令和元年6月5日改正法公布

【事後評価】

実施時期：施行から5年を経過した後に事後評価を実施する
指 標：フロン類の廃棄時回収率

※ 1ドル=110円（平成30年12月25日財務省告示第341号）

【事前評価】 遵守費用の一部が金銭価値化されている事例

- ① 国土交通省：建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律案（基準適合義務の対象となる特定建築物の範囲の拡大）（拡充）

○ 規制の概要		
建築物エネルギー消費性能基準への適合義務の対象となる非住宅建築物の範囲を拡大（延べ面積300㎡以上とすることを想定）する。 ※ 現行は、非住宅部分の規模がエネルギー消費性能の確保を特に図る必要がある大規模なものとして政令で定める規模（2,000㎡）以上の建築物が対象		
○ 費用の推計		
費用の区分	費用要素	算定方法
遵守費用	① 基準に適合させるための追加的費用	① 単価：約3,300円/㎡（延べ面積を1,500㎡とするなど一定の仮定の上、基準に適合させるための追加措置（空調の高効率化、照明の制御導入）に係る費用を試算（第15回社会資本整備審議会建築環境部会資料より））
	② 建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る費用	② 単価：235,700円（一例として、東京都で2,000㎡の事務所の適合性判定を受ける場合の費用は235,700円。費用は自治体により異なるほか、建築物の規模や用途によっても異なる。）

- ② 国土交通省：海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令案（船舶において使用される燃料油の硫黄分濃度の規制強化）（拡充）

○ 規制の概要		
燃料油を燃焼させる際に発生する硫黄酸化物等を減少させるため、一般海域（バルティック海海域、北海海域、北米海域及び米国カリブ海海域を除く）において、船舶が使用する燃料油中の硫黄の濃度の基準を3.5%以下から0.5%以下に強化する。		
○ 費用の推計		
費用の区分	費用要素	算定方法
遵守費用	基準を満たす燃料油を調達するための費用	単価：約4,000円/k1 = 62,990円/k1（基準を満たす硫黄分0.3%の低硫黄C重油の値段） －58,550円/k1（基準を満たしていない硫黄分3.0%の高硫黄C重油の値段）
※ 2018年9月27日（木）付け日本経済新聞インターネット記事から引用		

【事前評価】 遵守費用の一部及び行政費用が金銭価値化されている事例

- ③ 農林水産省：特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（先使用品についての名称の使用期間の制限、GIマークの使用義務の見直し、GIと誤認させるおそれのある表示に対する規制、広告等のサービス分野におけるGIの使用を規制）（拡充）

○ 規制の概要

日EU・EPA協定において、高いレベルでのGI（地理的表示）の相互保護について合意し、先使用品についての名称の使用期間を原則7年間に制限するほか、広告等のサービス分野における名称の使用や、GI産品であるかのように公衆を誤認させる手段についても規制することとされたことを受け、これらの合意内容を実現する。

○ 費用の推計

費用の区分	費用要素	算定方法
遵守費用	広告等を適正化するための費用	約100万円＝20円×1,000部×50件 ① 外食レストランのメニューを標準的なパンフレット（1部：20円）と同じであり、制度の改正を受け、是正を行うと見込まれる1事業体当たり1,000部使用と仮定 ② 7年間の経過措置期間中に制度の改正を受け、是正が50件程度行われると仮定 ※ 当省の補足照会結果による。

費用の区分	費用要素	算定方法
行政費用	不正表示の監視業務に係る人件費	2,504,364円（月額）＝417,394円×1/2×12人 ・ 国家公務員の平均給与月額：417,394円 ・ 不正監視業務増加分：1/2 ・ 現在、監視・監督業務を行っている本省及び地方農政局の職員の人数：12人

【事前評価】 行政費用が金銭価値化されている事例

④ 農林水産省：漁業法等の一部を改正する等の法律案（水産資源の保存及び管理に関する措置）（拡充）

○ 規制の概要

国際的なスタンダードである持続的に生産可能な最大の漁獲量（MSY）が達成可能な資源水準を目標とし、この目標に従い設定される漁獲可能量（TAC）での管理を基本とし、TAC対象魚種を増やしつつ、漁業許可を受けた者に適切な資源管理等の責務を課す。

○ 費用の推計

費用の区分	費用要素	算定方法
行政費用	① 漁獲量などの報告の電子化を徹底するための行政指導に係る人件費	① 約15億円＝1万円×240日×617箇所 <ul style="list-style-type: none"> ・1件当たりの指導に要すると想定される人件費単価：1万円 ・年間の営業日数：240日 ・産地市場の数：617箇所
	② 不正の発生を防止するための監視のための人件費	② 約10億円＝3万円×240日×140箇所 <ul style="list-style-type: none"> ・1件当たりの監視に要すると想定される人件費単価：3万円 ・年間の営業日数：240日 ・監視の対象となると想定される漁港の数：140箇所
	③ 資源評価を行うために追加的に生じる資源調査費用	③ 約43億円 関係団体からのヒアリング結果 ※ 当省の補足照会結果による。

⑤ 農林水産省：農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律（農用地利用規程の特例に係る制度の新設）（新設）

○ 規制の概要

農用地利用改善団体が、地域の地権者の3分の2以上の同意を得た上で、利用権の設定等を進めるべき認定農業者等を位置付けた農用地利用規程を作成して市町村の認定を受けた場合には、当該事業の実施区域内の地権者は、農用地について当該認定農業者及び農地中間管理機構以外の者に対して利用権の設定等を行ってはならないこととし、この規定に違反した場合には50万円以下の過料を科す。

○ 費用の推計

費用の区分	費用要素	算定方法
行政費用	農用地利用規程の特例に係る認定において追加される縦覧の手續に係る人件費	単価：約5,000円＝0.3日（1件当たりの縦覧関係事務2.5時間）×1.5万円（日当たりの賃金（総務省「平成29年地方公務員給与実態調査」から算出））

【事前評価】 効果が金銭価値化されている事例(緩和により削減される費用を便益として推計)

⑥ 国土交通省：車両制限令の一部を改正する政令案（国際海上コンテナ車（40ft背高）の総重量等の最高限度の緩和）（緩和）

○ 規制の概要

道路管理者が道路の構造の保全及び交通の危険の防止上支障がないと認めて指定した道路を通行する国際海上コンテナ車（40ft背高）について、車両の総重量等の最高限度を緩和し、最高限度以内の車両は道路管理者の通行許可を受けることなく当該道路を通行できることとする。

○ 効果の推計

効果要素	算定方法
道路管理者の通行許可を受けるときに発生する費用の軽減	約160万円＝200円（全ての申請が道路管理者を異にする2以上の道路に係るものと仮定した場合に発生する1台当たりの申請費用）×8,000件（国際海上コンテナ（40ft背高）の申請件数（平成29年度実績））

⑦ 農林水産省：農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律（農地中間管理機構に係る手続の簡素化）（緩和）

○ 規制の概要

- ① 農地中間管理機構（以下「機構」という。）による農地の借入れ・転貸について、現行では2つの計画（市町村の農用地利用集積計画と機構の農用地利用配分計画）が必要となるが、市町村の農用地利用集積計画のみで一括して権利設定を可能とする仕組みを創設する
- ② 機構の農用地利用配分計画の縦覧を廃止する
- ③ 農地の受け手に対する利用状況報告の義務付けを廃止する など

○ 効果の推計

効果要素	算定方法
① 行政機関の事務コスト軽減	<ul style="list-style-type: none"> ・単価：約7.5万円＝5日間（市町村の農用地利用集積計画のみで一括して権利設定を行う場合における都道府県知事による農用地利用配分計画の審査に要する時間）×1.5万円（日当たりの賃金（総務省「平成29年地方公務員給与実態調査」から算出）） ・単価：約3万円＝2日間（機構が、都道府県知事があらかじめ指定した者に対して業務委託を行う場合における都道府県知事による承認に要する時間）×1.5万円（日当たりの賃金（同上））
② 機構を利用する農業者の事務負担の軽減	<ul style="list-style-type: none"> ・単価：約7,000円＝526万円（1経営体当たりの平成29年度販売農家総所得）÷365日×0.5日（利用状況報告に必要な書類の記入や提出に要する日数）

【事前評価】 効果が金銭価値化されている事例(緩和により削減される費用を便益として推計:つづき)

⑧ 経済産業省：火薬類取締法（実包等火薬類の譲受け許可）（緩和）

○ 規制の概要

公共の安全が確保されることを前提として、指定管理鳥獣捕獲等事業に従事する者は、都道府県公安委員会の許可を受けることなく、経済産業省令で定める数量以下の実包の譲受けを行うことができるよう改正を行う。

○ 効果の推計

効果要素	算定方法
① 許可申請手数料の軽減	① 約672万円＝2,400円／回・件（1件当たりの手数料額）×2,800件（指定管理鳥獣捕獲等事業に係る実包等（実包の材料となる火薬や雷管等も含む）の譲受けの年間許可件数）
② 許可申請時の旅費・日当相当額の軽減	② 約1,372万円＝2,450円／回・件（県内標準額（参考：請負業務国内旅費単価））×2,800件（指定管理鳥獣捕獲等事業に係る実包等（実包の材料となる火薬や雷管も含む）の譲受けの年間許可件数）×2回（申請時・交付時）

【事前評価】 効果が金銭価値化されている事例

⑨ 経済産業省：エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令の一部を改正する政令案（照明器具及び電球のエネルギー消費効率の向上を進める政策）（拡充）

○ 規制の概要

LED・電灯器具、白熱灯器具及び蛍光灯器具を「照明器具」、LEDランプ、白熱電球及び蛍光ランプを「電球」として、一元的に特定エネルギー消費機器として、その製造事業者は、個別の機器ごとに定めた目標年度において、出荷した製品のエネルギー消費効率と出荷台数の加重平均値が、製品区分ごとに設定された基準値を上回るよう努めなければならない。

○ 効果の推計

効果要素	算定方法
2030年までに、長期エネルギー需給見通しで見込まれる省エネ量（原油単位） → 電気料金の軽減	約540万k1＝約200万k1（家庭部門）＋約230万k1（業務部門）＋約110万k1（産業・転換部門） → 約9,000億円 ≙ 540(万kL)/0.0258(kL/GJ)/0.0036(GJ/kWh)×16.02(円/kWh) ※1 算定式：省エネ量/ジュール換算/kWh×単価 ※2 単価は、経済産業省「平成29年度エネルギーに関する年次報告（エネルギー白書2018）」から引用

※ 当省の補足照会結果による。

【事後評価】 遵守費用の一部が定量化・金銭価値化されている事例

⑩ 金融庁：信用金庫法施行令、信用金庫法施行規則等（信用金庫・信用組合による会員・組合員の外国子会社への資金の貸付け等の解禁）（緩和）

○ 規制の概要 員外貸付の一項目として、会員等（事業の成長等により会員等の資格を喪失して一定期間内の者を含む）の外国子会社への資金の貸付け等を追加する。		
○ 費用の推計		
費用の区分	費用要素	算定方法
遵守費用	信用金庫等が与信先のリスク等を管理するための費用	<p>金融庁がヒアリング等を通じて信用金庫から確認したところでは、貸付けの取扱いが少ない信用金庫では、特段の費用を計上していない信用金庫もある一方で、1,000万円以上の費用を計上している信用金庫もあった。</p> <p>① 特段の費用を計上していない信用金庫 監査法人等とのアドバイザー契約を締結せずに信金中金、ジェトロ、国際協力銀行等といった機関の活用を図ったり、システム構築の内製化や、外国子会社のリスク管理を親会社である会員企業を通じたモニタリングなどにより実施</p> <p>② 1,000万円以上の費用を計上している信用金庫 海外貸付けを行うに際しての現地法令の調査・対応やリスク管理の強化を図るための費用が発生</p>

⑪ 国土交通省：道路法等の一部を改正する法律（防災上重要な道路における物件等の占用禁止又は制限）（新設）

○ 規制の概要 道路管理者は、防災上重要な道路について、一定の基準に適合する場合には許可を与えなければならないとされている電柱、ガス管等について、区域を指定して、道路の占用の禁止又は制限を行うことができることとする。		
○ 費用の推計		
費用の区分	費用要素	算定方法
遵守費用	電線の地下埋設方式の費用	<p>単価：① 約2.6億円/km（直接埋設方式）</p> <p>② 約5.3億円/km（電線共同溝方式）</p>

【事後評価】 効果が実績値により定量化されている事例

- ⑫ 国土交通省：水防法及び河川法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（放置艇に係る規制の創設）（新設）

○ 規制の概要

みだりに、河川区域内に船舶その他の物件で河川管理者が指定したものを捨て、又は放置することを禁止する規定を設けることとし、当該規定に違反して船舶等を放置等した場合には、罰則を課すこととする。

○ 効果の推計

効果要素	算定方法
放置艇の数の減少	河川管理者により河川区域に放置を禁止するものとして船舶を指定する公示が全国の一級河川及び二級河川のうち21水系109河川において行われ（平成28年10月31日現在）、これらの河川における放置艇の数が945隻（22.6%）減少 【指定前】 4,180隻 → 【指定後】 3,235隻

- ⑬ 金融庁：信用金庫法施行令、信用金庫法施行規則等（信用金庫・信用組合による会員・組合員の外国子会社への資金の貸付け等の解禁）（緩和）

○ 規制の概要

員外貸付の一項目として、会員等（事業の成長等により会員等の資格を喪失して一定期間内の者を含む）の外国子会社への資金の貸付け等を追加する。

○ 効果の推計

効果要素	算定方法
会員等の外国子会社に対する貸付額	① 件数：121件（平成29年3月末時点） ② 貸付額：約92億円（平成29年3月末時点）

(参考1)

規制に係る政策評価の点検について

【規制に係る政策評価とは】

<目的>

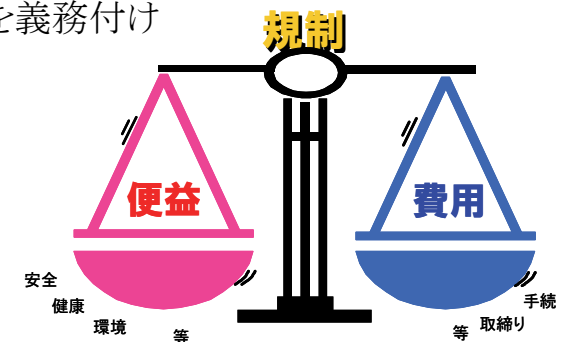
- ・ 発生する効果や負担を予測することにより、規制の新設・改廃の可否や規制の具体的な内容・程度の検討に資すること
- ・ 国民や利害関係者に対しての規制の必要性やあり得る影響について情報を提供し、説明責任を果たすこと

<対象>

- ・ 行政機関が法律又は政令により規制を新設・改廃する際には、事前評価の実施を義務付け
- ・ 事前評価を実施した規制について、見直し時期の到来時に事後評価を実施

<内容>

- ・ 規制の費用、効果等の影響を把握し、費用と効果(便益)の関係を比較・分析



【ガイドラインの主な内容】

(1) 費用と効果

- ① 遵守費用(※)＝特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化
- ② 行政費用＝可能な限り定量化又は金銭価値化
- ③ 効果(便益)＝可能な限り定量的に推計

※ 国民や事業者が規制を遵守するために負担する費用

(2) 事前評価の活用方法

規制の検討から見直しに至るまで、その一連を「規制のライフサイクル」として捉え、規制検討段階からの各段階において望まれる評価の活用方法を提示

(3) 事後評価の導入

事前評価時の費用と効果の想定と、事後評価時に把握した実際の費用と効果を比較・検証し、既に導入された規制の妥当性を確認

【点検の実施】

- ・ 総務省は、各府省の評価について、ガイドラインの主要なポイント等の実施状況を中心に点検

各行政機関が行う政策評価の概要

各行政機関の政策体系

